

軌道にのる交通事故相談

「テレビやラジオで、交通事故相談のことを見たり聞いたりしていましたが、自分に縁のないこと聞き流しておりました。こんな事故にあってはじめて思い出し、相談所に参りました。何しろはじめてですから、どうしてよいかわかりません。」

こう言って来られる相談者が多くなつた。

交通事故の恐ろしさは、自分自身や家族など身近かな人が被害を受けはじめてわかるものである。

県の交通事故相談所は、昨年七月一日県庁一階に店開きして、ことしの二月末で二千六百件以上の相談に応じている。

その中には、交通事故のため一家の主人を失って収入がなくなったり、あるいは生れもつかぬ不具となって将来に望みを失うなど、いろいろな面で被害者の苦しみは大きく、交通事故の増加とともに被害者救済対策は大きな社会問題となっている。

交通事故相談所は、こういった被害者やその家族の人達の悩みや困難な問題、たとえば自動車損害賠償責任保険（自賠保険、強制保険とも言う）の手続き、示

談の仕方、損害賠償問題、更生問題などの解決についての指導、助言をするところである。

そこで、まず不幸にも交通事故にあった場合、知っておかねばならぬいろいろな事柄をこれから述べてみることにしよう。

◇交通事故にあったらどうする

1. 警察への届出

交通事故を起した運転者には、負傷者救護と道路上の危険予防措置、それに、警察官に対しての報告が義務づけられている。（道路交通法第七十二条）

交通事故相談所に持ち込まれる相談の中に警察へ届出をしなかったことから起こったものがある。

事故当時、被害者が自分ではたいしたことはないと思ひ、また、加害者に同情して届出をせず示談をしたが、示談の金額では治療費にも足りず、再度加害者に交渉しても示談書をたてにとられ泣寝入りするというケースがある。

自賠責保険請求には警察が発行する

事故証明書が必要だが、事故届を出していなければ事故証明書は貰えず、保険金ももらえないことになる。

相談所では、日数がたっているものでも必ず届出をするように指導している。

届出をしていなければ相談員も細かい指導はしにくいわけである。

2. 負傷したときの処置

交通事故で負傷したら医師の診断治療を受けることが必要である。打撲症やむちうち症などの場合、その場では本人にもわからないもので、事故の後、相当の日数、時には一年も二年もたってから出る場合もあるようだ。

最近問題となっているむちうち症の場合には、事故現場

で横になっていると、横になる場所がなければ、両手で首を固定し、首を動かさないようにして救急車を待ち、救急車も静かに運転してもらおうようにしなければならぬ。そして、少くとも二週間ぐらいい入院して模様をみた方がよいということである。

指がかなわない……等の重症患者を調べてみると、はじめたいたことではないと思ひ仕事をしたり無理をした人が多し。しろうと判断で処理して、後で苦し



△交通事故相談所の相談風景▽

まないよう、事故直後の二週間の養生が肝要である。

3. 交通事故による病院の治療
交通事故による病院の治療は社会保険（医療保険）ではできないとよく言われている。しかし、それは誤りで治療を受けることができるのである。

社会保険（医療保険）で治療を受けるときは、医療保険の保険証を病院に出し、その保険による治療を受けたときは、各医療保険の保険者（たとえば、社

会保険事務所または市町村役場）に届出なければならぬようにしている。この場合、病院は治療費を保険者に請求し、保険者は一応病院に治療費を支払うが、これは立て替えるだけで、保険者はその分を加害者本人または加害者が加入している保険会社へ請求する。これを代位請求という。

もちろん、自賠責保険のためまえから、加害者あるいは被害者が治療費を支払い、直接保険会社へ請求することもできるわけである。

◇自動車賠償保険金の給付

交通事故の場合、保険金の請求は加害者、被害者のどちらからも請求できることになっている。一般保険の考え方からみれば、契約者と会社の間だけで保険金の受渡しが行なわれるのだが、自動車は「走る兇器」といわれ、その兇器による被害者の救済が目的である自賠責保険が、被害者請求の特例を設けているのは当然のことであろう。

保険金の請求書は、各保険会社にある（県相談所にも各社の分を備えてある）ので加害者が加入している保険会社から貰って治療が終わった時点で請求すればよい。

従って、まず加害者が加入している保険会社名、保険番号を調べておく必要が

ある。もしもわからない時は、警察署の事故処理係へたずねるとよい。

自賠責保険の請求期限は、被害者の場合、事故発生時から二年、加害者の場合は、被害者に損害賠償金を支払ってから二年となっている。

保険金一人当たり給付額はつぎのとおりとなっている。

- (ア) 死亡の場合 三百万円まで（葬儀費、逸失利益、精神的慰謝料）
- (イ) 傷害の場合の治療費、治療雑費、治療期間の補償（休業補償、慰謝料一日千円）などを含め

五十万円まで
傷害の場合の後遺症（イ）の治療費とは別に請求できる。一級から十四級まで症状の重さにより分れている。）

1. 仮渡金

事故があつてから、被害者が損害賠償金を受取るまでには相当期間かかるのが普通である。ところが、被害者は、事故の直後から医療費、葬儀費、生活費を支払わなければならない。そこで自賠責保険では、被害者が損害賠償金を受取るまでの間の当座の費用にこと欠くことがないよう、被害者から保険会社に一定額の仮渡金の支払を請求できることになっている。

- (イ) 仮渡金の額はつぎのとおり。
- (ウ) 死亡の場合………五十万円
- (イ) 傷害の場合………一万円、五万円、

十万円の三段階
さらに被害者の治療が長引く場合、または、総損害額が五万円を越えた場合、の支払いなどが十万円を越えた場合、被害者または加害者が治療費等を支払ったときは被害者の請求によって、十万円ごとに保険金が支払われる。

◇示談について

示談とは、当事者間の話し合いによって損害賠償責任の有無とか、賠償金額、支払方法などについてとりきめを行なつて、紛争を解決する方法をいうもので、法律的には一種の和解契約であるといわれている。

そう簡単に言ってしまうが、実はこの示談が一番難かしく、また、問題も多し。

示談の時期は、後遺症との関係もある。治療を終った時点であるのが、被害者加害者とも一番よいようである。しかし、治療が長びけば、途中での話し合いも必要であろう。

示談は、示談書を作って当事者が持っているのが普通であり、書式には一定の様式はない。しかし、必ず書式でしておくことが必要で、口頭などではどうしても後でもめるものとなる。また、印鑑を簡単に貸したり、白紙に印を押すなど

軽率なことをすると、その結果はとんでもないことになる。案外このような相談が多いのには驚かされるが、その相談には助言のしようがないことが多い。

示談が成立すると、これによって加害者から被害者に対して、決められた額の賠償金を支払うという法律関係が確定することになる。

ところが、示談が成立しても加害者側が内容を履行しないときがある。それを強制的に履行させるためには訴訟を起さねばならない。

こういったことをさけるためには、できる限り示談金の金額を受渡しすること条件として示談書交換するのがよい。やむを得ず示談金の分割払や後払いを認める場合にはつぎのような方法で談示内容の履行を確実にしておくことが必要である。

- (ア) 連帯保証人をつけてもらうか、または抵当権を設定するなど確実な担保をとっておくこと。
- (イ) 簡易裁判所に即決和解を申し立てて和解調書を作ってもらう。
- (ウ) 示談の内容を公証人役場で公正証書しておく。

◇調停

加害者と被害者の示談ができないとき